

久慈自動車学校・・・一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和5年7月15日～令和8年7月14日までの3年間

2.内容

目標1: 育児目的休暇制度の取得率100%を目指し、小学校就学に達するまでの子を養育する従業員が、子の行事に参加しやすい環境を整える。

<対策>

- 令和5年7月～ ・社員のニーズの把握、検討開始
- 令和5年8月～ ・事務所内の見やすい場所への掲示や朝礼などにより、社員への周知を図り、取得しやすい環境を整える。
・各部署における業務カバー体制を強化する。

目標2: 令和5年7月から所定外労働を削減するため、毎月最終日曜日をノー残業デーに設定し実施する。ただし、2月、3月、8月を除く。段階的に通年を通しての実施を目指す。

<対策>

- 令和5年7月～ ・所定外労働の現状を把握する。
・1年間の月別残業時間を設定し、掲示する。また、上限時間を超えないよう総務課で管理する。
- 令和5年8月～ ・朝礼等で毎月の上限残業時間を社員全員に伝達し周知する。

目標3: 育児のための所定外労働の制限するため、小学校就学に達するまでの子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働させないようにする。

<対策>

- 令和5年7月～ ・社員のニーズの把握、検討開始
- 令和5年7月下旬 ・事務所内の見やすい場所への掲示や朝礼などにより、社員への周知を図り、取得しやすい環境を整える。
- 令和5年8月～ ・各部署において、対象社員の均衡のとれた配置をし、業務に支障のないようにする。

・対象者がいる場合には、育児に関する最新情報等を個別に給料明細に添付して周知する。